

市民農園 入園者募集

☎ 農林振興室 ☎ 63 - 7625

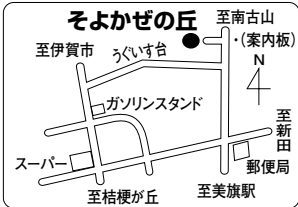
対象 農業体験を希望する市内在住の人 ※定員に達しなかった場合は、市民農園利用者の2区画目の申し込みもできます。(2区画目希望の人は、応募はがきにその旨を記入してください)。

入園期間 6月1日～平成23年3月31日(継続利用可能。ただし、2区画目を利用する人は、継続利用できません)。

申込 5月18日(木)までに、はがきに「南古山市市民農園〇号農園」と記入のうえ、住所・氏名・電話番号を書いて農林振興室(〒518-0492 鴻之台1-1)へお申し込みください。※申込多数の場合、5月24日(木)午前9時30分から農業研修センター(蔵持町芝出)で抽選を行います。

南古山「そよかぜの丘」

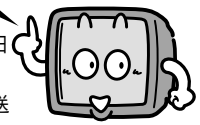
	区画数	6月～3月利用料	区画面積
1号農園	7区画	3,000円	33㎡
2号農園	3区画	4,500円	50㎡
3号農園	4区画	4,000円	33㎡



地上デジタル放送の準備はお早めに!

☎ 商工観光室 ☎ 63 - 7648

テレビの地上アナログ放送は、平成23年7月24日正午に終了し、地上デジタル放送に移行されます。地上アナログ放送終了までに、地上デジタル放送を視聴するための準備が必要です。



地上デジタル放送を見るためには

- ①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える
- ②地上デジタルチューナーを購入する
- ③ケーブルテレビで視聴する

「何をすればよいか分からない」「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」など地上デジタル放送に関するお問い合わせは、総務省地デジコールセンター(☎0570-07-0101)へ

※IP電話などつながらない場合は☎03-4334-1111へ。平日午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日は午前9時～午後6時

◎総務省テレビ受信者支援センターホームページ(☎http://digisuppo.jp/)もご覧ください。

※BS放送もアナログからデジタルへの移行が必要です。

NHK受信料全額免除世帯の皆さんへ

地上デジタルチューナーを無償給付します

☎ 高齢・障害支援室 ☎ 63 - 7591

対象 次のいずれかに該当し、NHK受信料が全額免除の世帯

- ▼生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ▼障害者がある世帯で、かつ世帯全員が、市民税非課税の世帯
- ▼社会福祉事業施設に入居して自らテレビを持ち込んでいる人

給付内容 簡易チューナーの給付と設置

申込期限 7月2日(金) ※当日消印有効

◎申込方法など詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(☎0570-033840)へ



国津探検 いいものみ〜つけた!

☎ おもしろくもクラブ

☎ 68-2018 (石谷/夜間)

日時 5月30日(日) 午前9時～午後零時30分 ※少雨決行。大雨時は6月6日(日)に延期

場所 つつじが丘運動公園駐車場(つつじが丘南5)

内容 ウォークラリーで国津を巡る。ひみつきちでミニ工作

定員 30人 ※先着順 **参加費** 1人100円

持ち物 水筒、筆記用具、手拭き、タオル、レジ袋(2枚)、雨具、シート、軍手 ※汚れてもいい服装で、帽子をお持ちください。

申込 5月10日(日)から23日(木)までに電子メール(omoshirokids@hotmail.co.jp)または、ファクス(63-5326)で氏名、住所、電話番号、生年月日を書いて問い合わせ先へ

桜苗木の記念植樹を受け付けます

☎ 美旗まちづくり協議会事務局 ☎ 65 - 3007

美旗まちづくり協議会は、古墳周辺の公園化事業に取り組んでいます。

植樹場所 美旗古墳公園敷地、美波多神社東隣

募集数 ソメイヨシノ100本

費用 1本につき 10,000円 ※企業協賛も受け付けます。

◎詳しくは問い合わせ先へ

ホームヘルパー2級養成講座開講

☎ 社会福祉法人名張育成会 ☎ 65 - 0271

日時 6月1日～10月29日の火曜日、金曜日午後6時～9時

場所 名張育成園(美旗中村)

定員 通信受講生5人、講座受講生15人 ※先着順

受講料 55,000円(通信受講生)、68,200円(講座受講生) ※別途テキスト代6,800円必要 ◎申込方法など詳しくは問い合わせ先へ

お済みですか?子ども手当の手続き

☎ 子育て支援室 ☎ 63 - 7594

支給額 13,000円(一人月額)

支給月 6月、10月、平成23年2月

※6月の支給を受けるためには、5月31日(木)までに申請必要

支給対象者 中学校修了までの子どもを監護(精神面も含め、日常生活で子どもの監督・保護を行っていること)している主たる生計者

申請が必要な人 支給対象者のうち次の人

- ▼所得超過や、子どもが中学

2・3年生(平成

7年4月2日生

～平成9年4月1日生)のみの世帯などで、平成21年度児童手当を受給していない人

▼平成21年度児童手当の受給者で、中学2・3年生の子どもがいる人

※公務員の人は職場で手続きを行ってください。

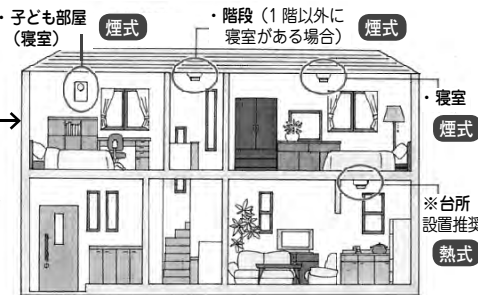
◎詳しくは、問い合わせ先へお電話ください。



もう取り付けました?「住宅用火災警報器」

☎ 消防本部予防室 ☎ 63 - 1412

全ての寝室と、1階以上に寝室がある場合、避難経路となる階段への設置が必要です。詳しくは問い合わせ先へ



●ご注意ください! 消防職員のみりをして購入を勧めるなど悪質な訪問販売の事象が発生しています。消防署が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。

全国で住宅火災で亡くなった人の半数以上は、逃げ遅れが原因です。名張市では全ての住宅(寝室など)に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

火災の煙を感知し、早期に火災の発生を警報音や音声で知らせる「煙式」の住宅用火災警報器を設置してください。消防用設備取扱店やホームセンター、家電販売店などで購入でき、自分で取り付けることもできます。NSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)付きのものを購入の目安にしてください。台所への設置は義務ではありませんが、設置することが望ましいです。

